

令和５年度第１回広島市消費生活審議会の開催について（お知らせ）

1 広島市消費生活審議会の概要

広島市消費生活条例（平成１８年広島市条例第７５号）の規定により、消費生活に関する重要な事項等に関し、市長の諮問に応じて調査審議を行います。

2 開催日時

令和５年７月２８日（金）１４時００分から（２時間程度）

3 開催場所

広島市役所本庁舎１４階第７会議室
（広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号）

4 会議の議題

(1) 議事

- ア 会長・副会長の選出について
- イ 広島市消費生活審議会消費者教育部会の委員及び専門委員の指名について
- ウ 広島市消費生活審議会消費者安全確保部会の委員及び専門委員の指名について

(2) 報告事項

- ア 令和４年度消費者行政の実績報告について
- イ 令和５年度消費者行政の事業説明について
- ウ 「第２次広島市消費生活基本計画」に基づく令和４年度消費者施策（個別施策）実施状況について
- エ 「第２次広島市消費生活基本計画」に基づく消費者施策達成目標の進捗状況について

(3) その他

5 一般傍聴について

会議の当日、次の要領により一般の方の傍聴を受け付けます。

(1) 傍聴者の定員

１０名

(2) 受付

１３時３０分から１３時５５分まで、会場で先着順に受付を行います。受付終了時刻までに定員に達したときは、その時点で受付を終了します。

(3) 傍聴者の遵守事項

会場で傍聴者の遵守事項を配布しますので、傍聴者はこれを守り、会議の円滑な進行・運営に御協力ください。

6 お問い合わせ

広島市市民局消費生活センター
広島市中区基町６番２７号 アクア広島センター街８階
電話（０８２）２２５－３３２９（直通）
FAX（０８２）２２１－６２８２
e メールアドレス shouhi@city.hiroshima.lg.jp